

令和7年度11月分

建設・上下水道関係

件名	富ヶ谷データセンター建設の土木工事について
内容	<p>都市計画課に確認したところ富ヶ谷地区データセンター建設の土木工事は認可されていないとのことです。</p> <p>重機を入れての作業内容、工事内容の発注者、施工業者、施工期間についてご回答ください。</p>
回答	<p>現在、当該地においては、既存建物の上屋解体及び樹木の伐採工事が行われております。この工事は、地権者からの要請に応じた日本GLP株式会社が戸田建設株式会社に発注したもので、予定工期は令和7年10月31日となっております。</p> <p>なお、この工事については、工事着手前の令和7年6月に、日本GLP株式会社が近隣住民の皆様に説明会を開催しており、市も日本GLP株式会社から報告を受けておりましたが、既に予定工期が過ぎていることから、市では日本GLP株式会社に対して、近隣住民の皆様に工事の状況等について再度周知するよう依頼したところです。</p> <p>(関係課：建築宅地課、都市計画課)</p>

件名	富ヶ谷データセンター建設に伴う道路区画変更について
内容	<p>1. 令和7年6月2日に行われた「第1回白井市まちづくり審議会」の資料2-1の中に「交通安全への影響」【新設道路の安全対策として】交差点の安全性として129号線が300台/日以下の路線のため、(中略)信号機が設置できない(後略)との説明がありましたが、市の道路課が保有している調査データによれば新設道路と129号線の新設交差点の交通量は12時間で3,354台の車両が通行し、ピーク時間(午前7時台)で見ても562台近い車が通ります。</p> <p>誤った説明があった審議会はやり直す必要があるのではありませんか。例え「事業者の配布資料」といえども市が審議会委員や関係者に配布したものであり、誤った資料を提出した市の責任は免れられません。</p> <p>2. 道路課の資料によれば、新設道路の交差点は、県民の森やアンデルセン公園に向かう車両は230台(ピーク時)もあり、これら車両が129号線を右折しなくてはなりません。</p> <p>しかも129号線は往復1車線の道路であり、計画では右折レーンがありません。朝夕のピーク時間帯は子供たちの通学時間帯と重なります。</p> <p>この新設道路と交差する129号線に沿って障害者施設・保育園・幼稚園・小学校・中学校が設置され、生徒児童ばかりでなく福祉車両も通行しています。更に船橋方面から通ってくる生徒がいる白井高校も道路変更の影響を受けます。</p> <p>現状の道路なら県民の森方面への車両は、駅から白井高校に行く道路126号線を左折して行くので、子供たちとの接点は少なく安全性は高いといえます。</p> <p>データ的に見ても左折よりも右折による、車両を伴う事故が多いそうです。</p>

	<p>3. 以上のことから新設道路計画を、次の安全な方法に変更していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①データセンター建設その물을 중지하는다. ②현재의 경로를 지하화하는다. ③다른 안전 경로를 설정하는다. ④횡단歩道와 우회전 레ーン을 설치하고, 신호기も 설치하는다.
	<p>1について</p> <p>信号機の設置有無については、交通管理者である公安委員会の管轄となり、千葉県警察のHPに「ピーク1時間の往復交通量が原則として300台以上あること」など諸条件が記載されておりますが、事業者の作成資料の「129号線が300台/日以下の路線のため」は条件を満たさない理由の例示として不明確でありました。</p> <p>ただし、千葉県警察との協議については、適切なデータをもとに行い、信号機の設置のための必要条件（いずれの条件も該当することが必要）において、「隣接する信号機との距離が原則として150メートル以上離れていること」を満たしていないことや信号機設置のための择一条件（いずれかの条件に該当すればよい）に該当するものがなく、総合的な判断として道路交通環境上の条件が整っていないことから、「千葉県警との協議の結果、信号機の設置基準（交通量等）を満たしていない為、信号機は設置できないと回答を受けました」という事業者の説明は事実であり、誤っておりません。</p> <p>よって、御指摘事項がまちづくり審議会のやり直し理由には当たらないものと考えております。</p>
回 答	<p>2について</p> <p>今回新設する道路は、富ヶ谷地区まちづくり協議会及び事業者が、地区計画の提案を行うに当たり、現状の道路を利用することとして近隣の方へ説明会等を行った結果、住宅地内を関係車両等が通り抜けることについて懸念を示されたことから、住宅地を通過しないように計画したもので、その後、地区計画の決定とともに、各種手続きを経て形状等が決定されたものです。</p> <p>なお、手続きの中では、将来管理者である市と交通管理者である公安委員会（千葉県警察本部）において、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、または交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止することを目的とした協議も行っております。</p> <p>なお、交通事故を防ぐには、自動車と歩行者、自転車がそれぞれ交通ルールを守り、常に危険を予測して安全運転、安全確認を心掛けることが重要です。</p> <p>3について</p> <p>1及び2の回答から、新設道路計画を変更する予定はありません。</p> <p>今後とも、市行政に御理解を賜りますよう、お願ひいたします。</p> <p>（関係課：都市計画課・道路課・建築宅地課）</p>